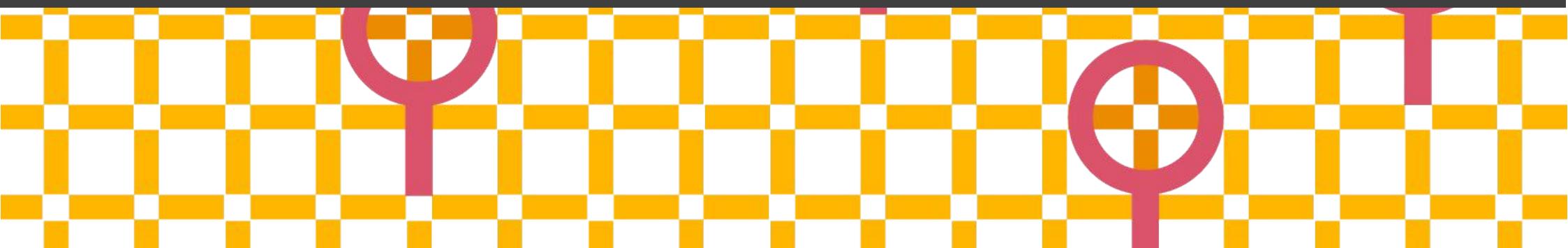


# ベトナムで働く外国人の労働許可証に関する新たな規制について

2024年4月17日



## ご一読ください

2023年9月18日に発行された政令70/2023(政令152/2020の修正版)において、労働許可証についていくつかの改正がなされました。政令70は、2024年1月1日より有効となるいくつかの点を除き、発行日から施行されました。

## 詳細

労働許可証を申請するに際し、新たなステップが追加されました。

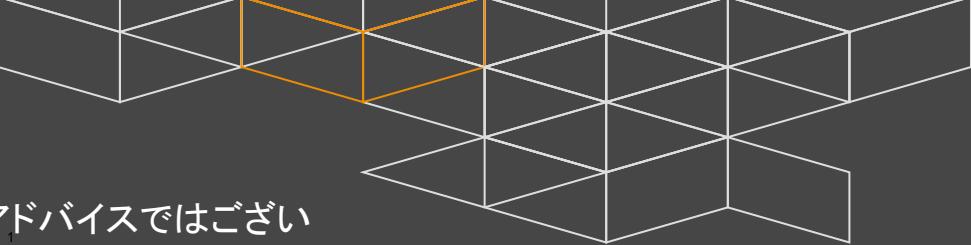
- 政令152/2020において、労働許可証の申請は以下の2つのステップから構成されます。
  - ステップ1: 外国人労働者の使用について許可を求める
  - ステップ2: 労働許可証を申請する

2024年1月1日より、ステップ1を開始する少なくとも15日前までに、雇用主は、同じ職種のベトナム人労働者の募集を公に通知することが求められます。この通知は、MOLISAのウェブサイト(Cục Việc Làm)、あるいは承認された地方雇用サービスセンターのウェブサイト(Trung Tâm Dịch Vụ Việc Làm)に掲示しなければなりません。ステップ1に進むことができるのは、雇用主が15日経過後も当該職種のベトナム人労働者を募集できなかった場合のみです。

- 「専門家」や「技術者」に対しての労働許可証の条件が緩和されました。以前の政令152では、申請者の学位が過去の経験および職種と関連している必要がありましたが、政令70では過去の経験が職種に適合しているのみでよいこととなりました(すなわち、職種にあまり関係のない専攻の学位でも認められるようになりました)。さらに、過去に発行された労働許可証は、「専門家」や「技術者」としての適格性を証明するために使用できます(職務経験に基づく)。
- 「管理者」としての適格性を証明する根拠資料が明確化され、雇用主の会社定款、設立証明書・決定書、ならびに雇用主が発行した任命決議・決定書などが含まれるとされています。

## 詳細

- 「業務執行者」の定義がより広くなり、「会社機能を管理し、最高責任者の指示と管理のもとで働く外国人」が含まれるようになりました。
- 外国人労働者が、複数の場所または複数の省・市で雇用主のために働く場合の労働許可証の発行は次のとおりです。
  - 以前は複数の労働許可証が必要でしたが、労働許可申請書に全ての勤務地を申告すれば、1つの労働許可証のみで足ります。
  - MOLISAは、様々な省や市で働く外国人労働者のために労働許可証を発行します。一方で DOLISAは、1つの省あるいは市の中の様々な場所で働く外国人労働者のために労働許可証を発行します。
- 工業団地・経済特区の管理委員会が労働許可証を発行する権限はなくなり、今後はMOLISAが工業団地・経済特区に所在する雇用主のもとで働く外国人労働者に対して労働許可証を発行します。



# お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

詳細についてはお問い合わせ下さい。



**今井 慎平 / Shimpei Imai**  
ディレクター  
+84 90 175 5377  
shimpei.imai@pwc.com



**小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure**  
シニアマネージャー  
+84 32 543 6850  
kogure.hiroyuki@pwc.com



**塚本 裕之 / Hiroyuki Tsukamoto**  
マネージャー  
+84 76 471 6470  
tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



[www.pwc.com/vn](http://www.pwc.com/vn)

